

表 7-5 アレルゲンの一括表示の見直し案の例

※表示はあくまで例示であり、実際の表示とは異なります。

現行制度の例

一般的な一括表示

赤字: アレルギー表示 緑字: 特定加工食品、黄字: 代替表記(拡大表記)

食用植物油脂(なたね油、**ごま油**)、**ゴマ**、砂糖、醸造酢、**醤油**、**マヨネーズ**、調味料(アミノ酸等)、たん白加水分解物、**卵黄**、食塩、発酵調味料、酵母エキス、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、香辛料抽出物、(原材料の一部に**小麦**を含む)



見直し案の例

【見直し案の例】

青字: アレルゲンを含む食品 赤字: アレルギー表示 黄字: 代替表記(拡大表記)

食用植物油脂(なたね油、**ごま油**)、**ゴマ**、砂糖、醸造酢、**醤油**、**マヨネーズ**、調味料(アミノ酸等)、たん白加水分解物、**卵黄**、食塩、発酵調味料、酵母エキス、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、香辛料抽出物、(原材料の一部に**小麦**、**卵**・**ごま**・**大豆**を含む)

※個別表示の場合、「ごま油」→「ごま」を含んでいるため含む旨を省略可(代替表記の拡大表記)であるが、一括表示の場合は、一括表示としてあらためて「ごま」を表示する。

(なお、「醤油」、「マヨネーズ」、「卵黄」は、見直し案では特定加工食品及び代替表記の拡大表記から除外)

8. 加工食品関係の用語の統一

現行の食品衛生法、JAS法、健康増進法に基づく表示の基準において、それぞれ用語が統一的に使われているとは限らないため、新基準案に統合するにあたり、用語の使い方が異なる点の整理・検討を行った。統一的な規定ぶりとするため、異なる用語について表8の3つのパターンに分けて整理することにした。用語の整理の基本的方針は表8のとおりとする方向性はとりまとめられた。

なお、最終的な新基準案に使用されるすべての用語の個別、具体的な一覧表を整理するとの意見が出された。

表8

●用語の整理の基本的方針		
(ア)	異なる用語(用語Aと用語B)が類似の意味を表している場合 例:「水産物」「鮮魚介類」	→ 使い分けを含めて検討
(イ)	異なる用語(用語Aと用語B)が同じ意味を表している場合 例:「食品添加物」「添加物」	→ 用語をどちらかに統一
(ウ)	同じ用語が異なる意味を表している場合 例:「食肉」(JAS法の「食肉」は、食品衛生法の「食肉製品」と「食肉」のどちらも示す意味を持つ点で、食品衛生法の「食肉」よりも広い意味を有する。)	→ 意味をどちらかに統一

9. おわりに

本調査会では、上記のとおり検討、整理をおこなったが、以下のとおり課題が残ったので、上部組織である食品表示部会に申し送ることとする。

(1) 製造所固有記号について¹⁴

「4-3. 製造所固有記号について」(1)～(4)で示された見直し案に加え、以下の①～⑥の代替案について、事業者、消費者から意見聴取し、その結果を踏まえて検討すること。

- ① 製造所又は加工所の所在地を表示することが原則であり、例外規定である製造所固有記号の使用は認めない。
- ② 例外規定を認める条件を明確化し、表示面積により記載が難しいなど、定められた条件を満たした場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- ③ 例外規定として、「共用包材によるコスト削減のメリットがある場合」、「表示可能面積に制約がある場合」に加え「販売者が食品の安全性の責任を有するため販売者を表示する場合」を追加し、この3つのそれぞれの場合において、製造所固有記号による表示を可能とする。
- ④ 例外規定として、自社の複数工場で生産をしている場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- ⑤ 消費者が製造所を知りたいということであれば、現行データベースの改善、応答義務、知りたい製造所を固有記号からたどれる仕組み（消費者の検索利用）、製造所固有記号の再審査制の4つの取り組みを行なう。
- ⑥ 現行制度の問題点が整理されていない段階で、実態を踏まえずに大きな改正をすべきではない。冷凍食品の農薬混入事件と製造所固有記号とは直接の関係はないことから、現時点では、明らかに問題とされている消費者庁のデータベースの改善措置のみ講じる。

(2) 容器包装の面積に係る省略規定について

栄養表示が義務化されることから、30 cm²以上の表示事項の省略規定について検討すること。

¹⁴ 製造所固有記号については、様々な議論があり、詳細については、「4-3. 製造所固有記号について」を参照されたい。

※第 29 回食品表示部会において出された本報告書に対する意見について

本報告書を提出した第 29 回食品表示部会において、報告内容に対し意見が出されたため、その内容を「栄養表示に関する調査会、生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会、加工食品の表示に関する調査会報告書とりまとめ」に記載する。